

平成 28 年度第 1 回流山市防災会議 議事録

1 日時

平成 28 年 8 月 16 日(火)
午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分

2 場所

流山市ケアセンター 4 階会議室

3 会議の成立

出席委員は、25 名であり、会議が成立していることが、議長から報告されました。(別紙の「流山市防災会議委員名簿」のとおり)

4 傍聴者

7 名

5 議題

(1) 流山市地域防災計画の修正案について

事務局から「流山市地域防災計画の修正について(概要)」「流山市新旧対照表」を使用し、説明を行いました。その後、質疑が行われました。

(限本委員)

内水氾濫について。洪水(地震が原因)という項目があるが、これはイメージとして、地震で土砂崩れがあつて、川がせき止められて洪水というイメージでよろしいでしょうか？

(事務局：防災危機管理課長補佐)

地震の場合、3.11 の時にもありましたが、堤防に亀裂が入つたことがあつて、大雨で堤防が崩れることは当然あるが、地震などで堤防に亀裂が入つて、それが原因で逸水したり水がにじみ出たり、氾濫、内水・洪水が起きることが考えられるため、記載しています。

(限本委員)

熊本地震を参考に改善するとあるが、特により災証明とか避難所に人が入りきらない等震災後に問題があつたが、その問題に対して、流山市ではその教訓をどのように活かしているのかということと、特により災証明は、人材の育成とありましたが、地震の後で人員が限られた市町村だと、忙しくなり、り

災証明が随分と後回しになることが起きて、り災証明ができる人材の不足もさることながら、市役所の人員の応援、たとえば被災していない市町村からの支援を受けることが非常に重要になります。その点は計画に含まれているのでしょうか？

避難所の早期の環境整備、り災証明等の非常に急がれる事務作業が震災後にできるのか、もちろん最低条件として、この市役所の建物や市関連の施設が安全であることが前提であるが、その点については熊本地震の反省をどのように活かしているのでしょうか？

(事務局：防災危機管理課長補佐)

り災証明の発行については、熊本地震の反省だけでなく、常に災害が起きると人手不足とか、り災証明が集中することで滞るのですが、これはもちろん体制の整備ということで、他市町村からの応援職員でやってもらうところもございますし、あとは市の担当課だけではなくて、ほかの部門も応援して、体系的にり災証明が発行できるような体制の整備をする。また、実際の人材の育成に関しては、小千谷市等の経験のある市町村に研修派遣を行い人材の育成を行うといったところでございます。

避難所につきましては、熊本地震を参考にして、修正したというところもございますが、熊本地震だけではなく、いろんな災害の時に常に言われていることとして、女性や災害弱者への視点が欠けているということで、そういうところを改めて計画に盛り込んで強化したということでございます。特にエコノミークラス症候群これは毎回言われていることで、今回、熊本地震では余震が長く続いたという特徴もあり、家に帰らず建物ではなく、車で寝泊まりする人が多くなったことから、いつも言われているエコノミークラス症候群なのですが、今回も死者が出たことで、そういったことも防げるように、特に巡回訪問して相談するとかそういったことに配慮できるように付け加えました。

(隈本委員)

もちろん、巡回訪問と、文章は拝見したのですが、実際にはもう少し、たとえば駐車場に車を置いている、最終的に熊本地震では外で過ごせるような場所を作ったり、いろいろ具体的なハードで対応をお願いしたいです。もちろんソフトな対応も重要だが、ハードな対応をやられていた記憶があるが、そういった対応を具体的に検討したほうがよいのではないのでしょうか。これは要望です。

女性や、エコノミー症候群へのソフト的な対応は当然やっていただいているのですが、熊本地震の経験を生かしてこうしましたというのがもっと打ち出せるのがあるのかなというのが要望です。実際に、車で避難することが多

くなるので、その方が足を延ばせるような施設を何らかの形で設定するとか、具体的に話すと、避難所で段ボールの納入が随分と遅かった。これだけ東日本の経験があったにもかかわらず、熊本地震では避難所に段ボールのベッドや間仕切りが送られて来るのが遅かったという実態がありました。なので、そういった経験を取り入れて、そういうことに対しての前向きな計画、具体的なマニュアルを策定というのをお願いしたいというのが要望です。

(須貝委員)

新旧対照表の1章のマップが何種類か出ていますが、62ページから74ページまで、様々な災害を想定した予測図があります。それぞれは特に問題はないと思うが、前半のほうはたとえば、図の1-6-1とか、2とか3とか、どれぐらいの震度、揺れがその場所にもたらされるのかが外力に応じて予測されていてよいのですが、かなり目が粗いと思います。液状化のマップが72ページの図の1-6-10にあるが、50メートルメッシュの高い精度で液状化の危険が示されています。比べて並べてみると、メッシュの大きさが違うので、2つの情報をどう統合的に判断したらよいか少しわかりにくいのかなという印象を持ちました。であれば、50メートルメッシュの細かい空間スケールで危険度が分かるような形で統一できるのであれば、一番良いです。それが難しい災害に関してはやむを得ないが、水害や建物被害は非常に空間分解能の高い図を作成し公開されているので、なるべくそちら側中心に、その状況を市民のみなさんに知ってもらうような情報の出し方がいいのかなと思いました。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございます。こちら前半の500メートルメッシュのものと後半の50メートルメッシュのものとの違いは、想定している地震のケースが違って、500メートルメッシュは茨城県南部、東京湾北部の従来から想定されているものの解析結果で、50メートルメッシュは平成24年度の改正の時に50メートルメッシュの中に流山市直下の断層があった場合を仮定しての被害想定ですので、作成した時点と想定するケースが違うため、このようなスケールの違いが出てしまっています。

(須貝委員)

シナリオが違うということで、違う種類の結果が出るということに十分理解できますが、実際のところは液状化に関して、非常に局所的な地盤の条件の違いでかなり被害のコントラストの大きくなるようなところもありますので、おそらく想定される地震が違ったとしても、最新の解析の手法などを取り入れてやっていけば、将来的にはもう少しメッシュが細かい形でもって予測ができるのではないかと思います。空間部解を高めていく方向で、リス

クの評価をしていただけると対策しやすくなると思いますので、要望として申し上げたいと思います。

(有沢委員)

先ほどの、4.その他の文の中で、避難所における良好な生活環境の保持のところ、熊本地震でも相当問題になったことで、特にインターネット上で話題になった、メディアによる取材によって被災者のストレスが非常に大きな問題になったが、たとえば、被災して避難所に避難してきている人は生活の場になっています。そこにカメラがどんどん入ってきて承諾なく撮って、承諾なく全国放送されてしまっていることは非常に被災者にとって大きなストレスになっています。そういうことの対策も、当然、報道の自由、国民の知る権利などの点に関わらない程度に、被災者がメディアによる多大なストレスが与えられないように何らかの工夫をしていただきたいと思います。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

貴重なご意見ありがとうございます。メディアの対策についても十分に認識しています。今回の地域防災計画にはメディア対策は書かれていませんが、それぞれの避難所で、小学校で避難所運営マニュアルを作成していますが、その中で、個別のマスコミ対策は避難所運営委員会の事務局の了解を得て取材させるとか、そういったことで個別に対応していきます。

(市毛委員)

説明をいただきたいのですが、(4) 避難所における良好な生活環境の保持のところ、第3章の183ページのところをみると、安全対策のところはどうなのでしょう、学校とか施設は宿泊施設ではない。緊急に宿泊される、あるいは、宿泊者の中には要支援者が多く含まれている場合、より一層施設の安全管理というのが重要になってくるのではないのでしょうか。過去の災害では、避難施設の中では火災とかそういった面での事故は発生していないようではあるが、長期間にわたる避難生活になるとそこについても十分配慮する必要があるのではないのでしょうか。この計画の中では、そのような形になっているのでしょうか？

(事務局：防災危機管理課長補佐)

避難所の項目は、確かに避難所の中での事故、犯罪は多くなるとは聞いています。今回の計画の中では、たとえば、性犯罪なども想定されているので、巡回警備などをする。あるいは、避難所の中で、組織を作って警備を行ったり、防犯対策としては、たとえば、ホイッスルやブザーを配るなどの具体的な記載をさせていただきました。

(大内委員)

概要のところ、1-(1) 要配慮者、避難行動要支援者と言葉が変わっ

たと、どちらにしてもよくわからないが、なぜ変える必要があったのかその理由を聞きたいです。こちらの自主防災組織のほうを見ると、2章の8ページの自主防災組織の育成の項目で、もとは、高齢者、障害者と書いてあるのに、修正案としては、避難行動要支援者と変えているのですが、元のままのほうがよかったのではないのでしょうか。こういった言葉の使い方になった事情があるのかもしれないが、どうなのかという感想です。

また、文章が同じページで、2章の8ページ、第3自主防災組織の整備というところで、文章をたぶん短くしたつもりですが、文が少しおかしいのでは、「大規模な災害が発生した場合には災害の防止または軽減を図るため」とあるが、災害が発生したのであるからもう防止は不可能だろうと、「2次災害の防止」や「被害の軽減」等の言い方に変えないと、文章だけで見たらおかしいのではないかと思いました。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

文章に関しては、今後精査します。

先ほど、避難行動要支援者と言葉を改めた理由として、法律で用語の言い換えがあったものでそれに対応しています。用語解説等を付け加えてわかりやすくしたいと考えています。

(大内委員)

それについて、マニュアルとか一般の人に配る資料に法律が変わったからといって、そのままの言葉で示すと相変わらずわからないままになるということで、おそらくもっとわかりやすくなさると思うので、その辺をよろしくお願いいたします。

(松島委員)

今の提案は、私も、すごく大事だと思います。私も地域において災害時要援護者という地域で言葉が徹底されています。その中で、要配慮者または避難行動要支援者と変えられても、急に言葉になじむのは大変です。私も要援護者というのを私は市のある審議委員に入っておりまして、確か7～8年前から災害時要援護者という言葉を使用していると思うのですが、できれば流山市では災害時要援護者という言葉はずっと使っていた方がいいなと思います。これを変えるとかなり、また来月再来月と防災訓練があり、この言葉で対応していますので、急に変わって対応できるのかなと思います。

(事務局：防災危機管理課長)

そのお気持ちは十分にわかります。私が福祉を担当していた時に確かに災害時要援護者という形で支え合い活動で皆様にご協力をいただきました時でございます。しかし、今回災害対策基本法の改定により、国からこの言葉を要配慮者に改めなさいと出ました。それに基づき、配慮を要する方、た

たとえば、一般的に高齢者の方、障害者の方なども含め要配慮者というくくりになっているのですが、そのうち避難する際に支援を要する方という避難行動要支援者という2つのくくりに分かれたということがございますので、私どものほうも、この法の改定に合わせまして、言葉はこれで統一させていただきたいと思います。

(青木委員)

今の、災害時要援護者と要配慮者、避難行動要支援者について、高齢者障害者等のところ、等に入れられていた、妊産婦、乳幼児のところをぜひ、市民で作る小学校の避難所運営マニュアルでも等に入れず、きちんと、妊産婦、乳幼児等と入れてほしいです。災害時要援護者といったときに乳幼児、妊産婦の配慮が忘れてはならないということを強く申し上げたいです。

もう1点、第三章、203ページに助産活動とありまして、今回「災害救助法が適応された場合にも、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。」ということで法律に基づき変更があったと思いますが、助産活動、流山市の市内の分娩施設ではベッド数が足りず、他市に大きく負っている現状となっています。その中で助産活動が広域連携の中で行われる状況になると思うのですが、7日間の助産活動が終わった後、第三章 175 ページ福祉避難所への移送となると思いますが、そこが行政の単位を越えて連携が必要になる部分だと思いますので、福祉避難所と助産活動の連携ということで、スムーズに行えるようなそういった記述をどこかに入れてもらえるようお願いいたします。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

助産活動と福祉避難所の連携ということで、これにつきましては、修正、記述するようにさせていただきます。

(須貝委員)

附編で、東海地震に係る周辺地域としての対応計画が書かれていますが、最近、東日本大震災の後に南海トラフ地震が想定されています。流山市は対策推進地域に指定されていませんが、千葉県の複数の市町村は指定されています。東海地震をこういう形で書き続けるよりも、南海トラフ地震について、千葉県の中で流山市がどうバックアップしていくのか記載したほうがいいのかなと思いました。

(事務局：防災危機管理課長補佐)

貴重なご意見として賜っておきますが、今回、地域防災計画の改正の趣旨といたしまして、法改正に伴うものを修正していきまして、技術的に想定する地震の構成を変更しておりません。千葉県でも千葉県直下の地震に対する被害想定が新たに出てきていますが、そういったものも含めながら今後検討の

課題とさせていただきますと思います。

(2) その他

(事務局：防災危機管理課長)

事務局から「流山市地域防災計画修正スケジュール」を使用し、今後のスケジュールに関して説明を行いました。

最後に、次回の防災会議については、現時点では、11月10日(木)午後1時30分から流山市役所第1庁舎4階委員会室で実施予定である旨をお知らせして閉会しました。